

資 料

（ 酒 税 関 係 ）

目

次

・ 酒税法における酒類の分類及び定義	1
・ 酒税の税率	2
・ 酒税の税率構造の概要	3
・ 主な酒類の酒税負担	4
・ ビール・発泡酒等の小売価格及び酒税額（350ml缶）	5
・ 酒類の課税数量と課税額の推移	6
・ 酒税の課税実績（平成16年度）（概数）	7
・ 酒類の課税数量の構成比の推移	8
・ 酒税等の負担率（対国民所得比）の国際比較	9
・ 諸外国の酒税制度の概要	10
・ 主要酒類の税負担割合の国際比較	11
・ 平成17年度の税制改正に関する答申（抄）	12
・ 酒税の税率の推移	13
・ 近年の酒税関係の改正の概要	14
・ ビール・発泡酒等の課税数量の推移	15
・ ビール・発泡酒等の課税数量の構成比	16
・ ビール・発泡酒等の課税額の推移	17
・ 諸外国の酒税の税率構造の概要	18
・ 諸外国の低アルコール飲料の酒税額等	19

酒税法における酒類の分類及び定義

種 類
(酒税法第2条第2項)

品 目
(酒税法第4条第1項)

酒税法上の定義の概要

清 酒		* 米・米こうじ・水を原料として発酵させてこしたものと * 米・米こうじ・水、その他政令で定める物品を原料として発酵させてこしたものと
合 成 清 酒		* アルコール・しょうちゅう・ぶどう糖等を原料として製造した酒類で清酒に類似するもの
しょうちゅう	しょうちゅう甲類	* アルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留したものでアルコール分36度未満のもの
	しょうちゅう乙類	* アルコール含有物を上記以外の蒸留機で蒸留したものでアルコール分45度以下のもの
み り ん		* 米・米こうじにしょうちゅう又はアルコール、その他政令で定める物品を加えてこしたものと
ビ ー ル		* 麦芽・ホップ・水を原料として発酵させたものと * 麦芽・ホップ・水、麦・米等政令で定める物品を原料として発酵させたものと
果 実 酒 類	果 実 酒	* 果実を原料として発酵させたもの
	甘 味 果 実 酒	* 果実酒に糖類・ブランデー等を混和したもの
ウイスキー類	ウ イ ス キ ー	* 発芽させた穀類・水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
	ブ ラ ン デ ー	* 果実・水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
スピリッツ類	ス ピ リ ッ ツ	* 清酒からウイスキー類までのいずれにも該当しない酒類でエクス分2度未満のもの
	原料用アルコール	* アルコール含有物を蒸留したものでアルコール分45度を超えるもの
リキュール類		* 酒類と糖類等を原料とした酒類でエクス分が2度以上のもの
雑 酒	発 泡 酒	* 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの
	粉 末 酒	* 溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの
	そ の 他 の 雑 酒	* 清酒から粉末酒までのいずれにも該当しない酒類

【 10種類 】

【 11品目 】

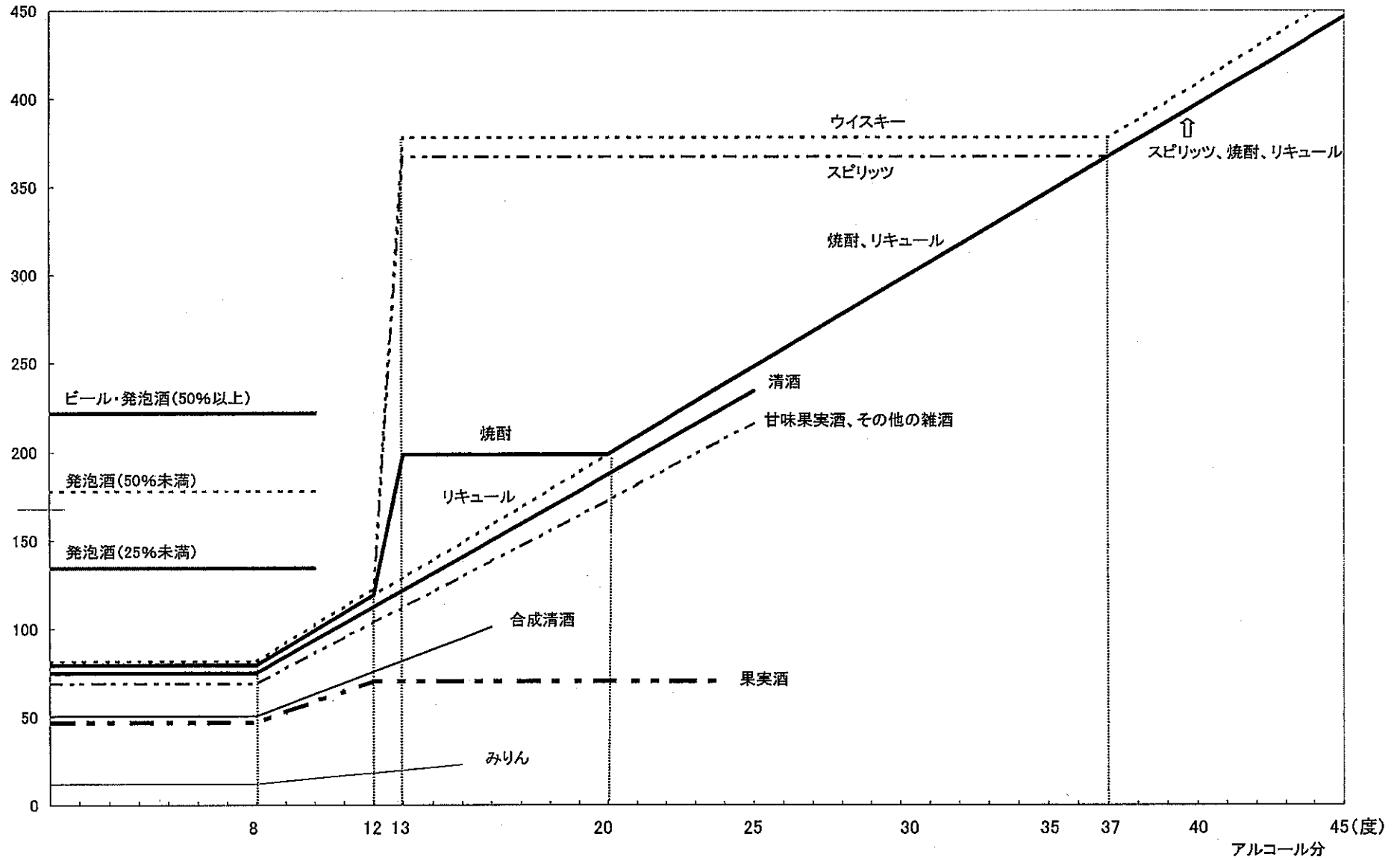
酒 税 の 税 率

区 分		基 準 アルコール分	1 kl 当 たり 税 率	ア ル コ ー ル 分 1 度 当 たり 加 減 算
清	酒	15.0	140,500 ^円	9,367 ^円
合 成	清 酒	15.0	94,600	6,307
し ょ う ち ゅ う	しょうちゅう甲類	25.0	248,100	9,924
	しょうちゅう乙類			
み	り ん	13.5	21,600	1,600
ビ	ー ル	(5.0)	222,000	(44,400)
果 実 酒 類	果 実 酒	(12.0)	70,472	(5,873)
	甘 味 果 実 酒	12.0	103,722	8,644
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	40.0	409,000	10,225
	ブ ラ ン デ ー			
ス ピ リ ッ ツ 類	ス ピ リ ッ ツ	37.0	367,188	9,924
	原料用アルコール			
リ キ ュ ー ル 類		12.0	119,088	9,924
雑 酒	発泡酒 (麦芽50%以上)	(5.0)	222,000	(44,400)
	〃 (麦芽25~50%未満)	(5.0)	178,125	(35,625)
	〃 (その他)	(5.0)	134,250	(26,850)
	粉 末 酒	—	320,500	—
	その他の雑酒 (みりん類似)	13.5	21,600	1,600
	〃 (その他)	12.0	103,722	8,644

- (注) 1. ビール、果実酒及び発泡酒の税率は、アルコール分に関わらず一定税率である。
2. ビール、果実酒及び発泡酒の基準アルコール分は、平均的なアルコール分である。

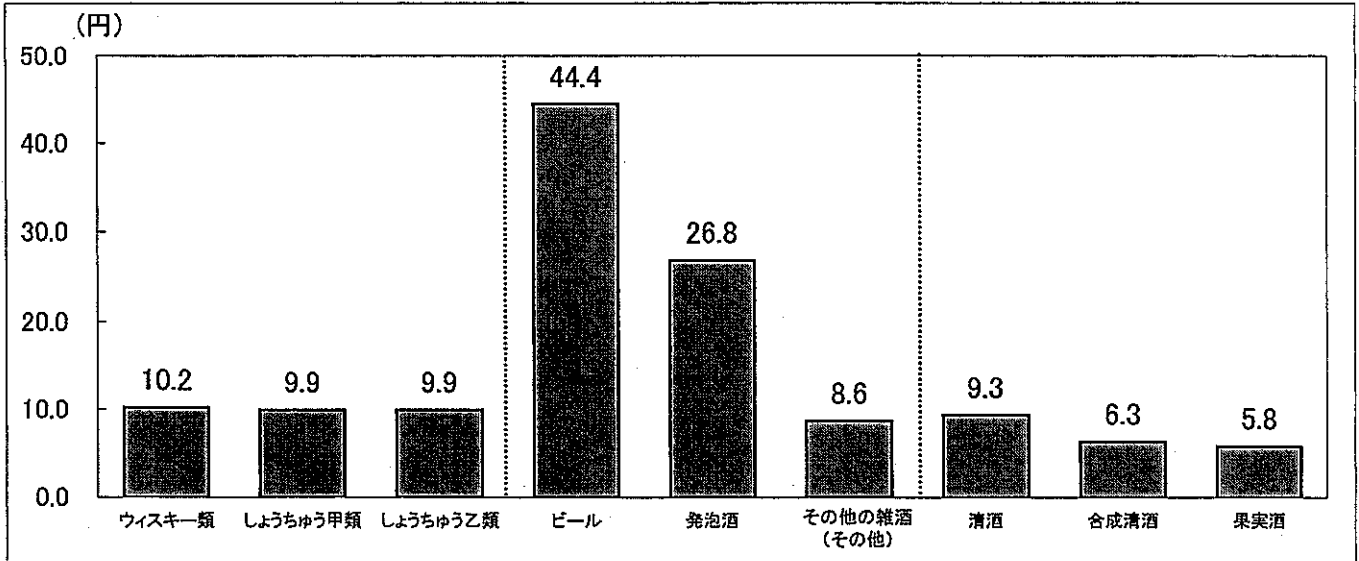
(千円/kl)

酒 税 の 税 率 構 造 の 概 要

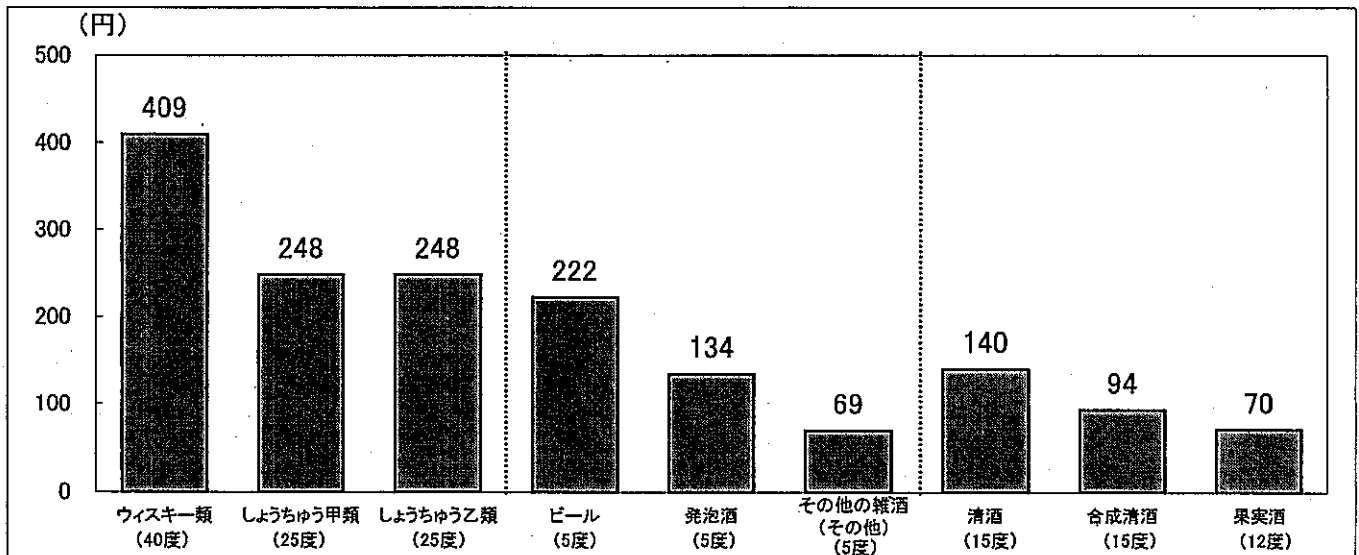


主な酒類の酒税負担

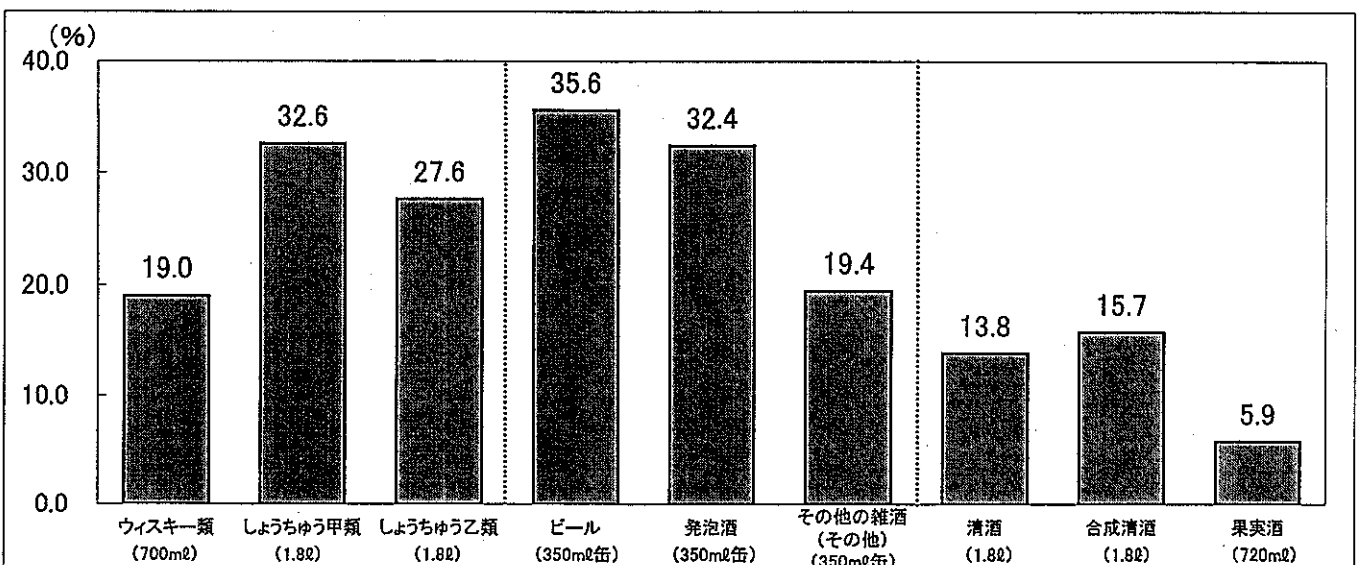
○アルコール分1度・1ℓ当たりの税率



○標準的なアルコール度数における1ℓ当たりの税率

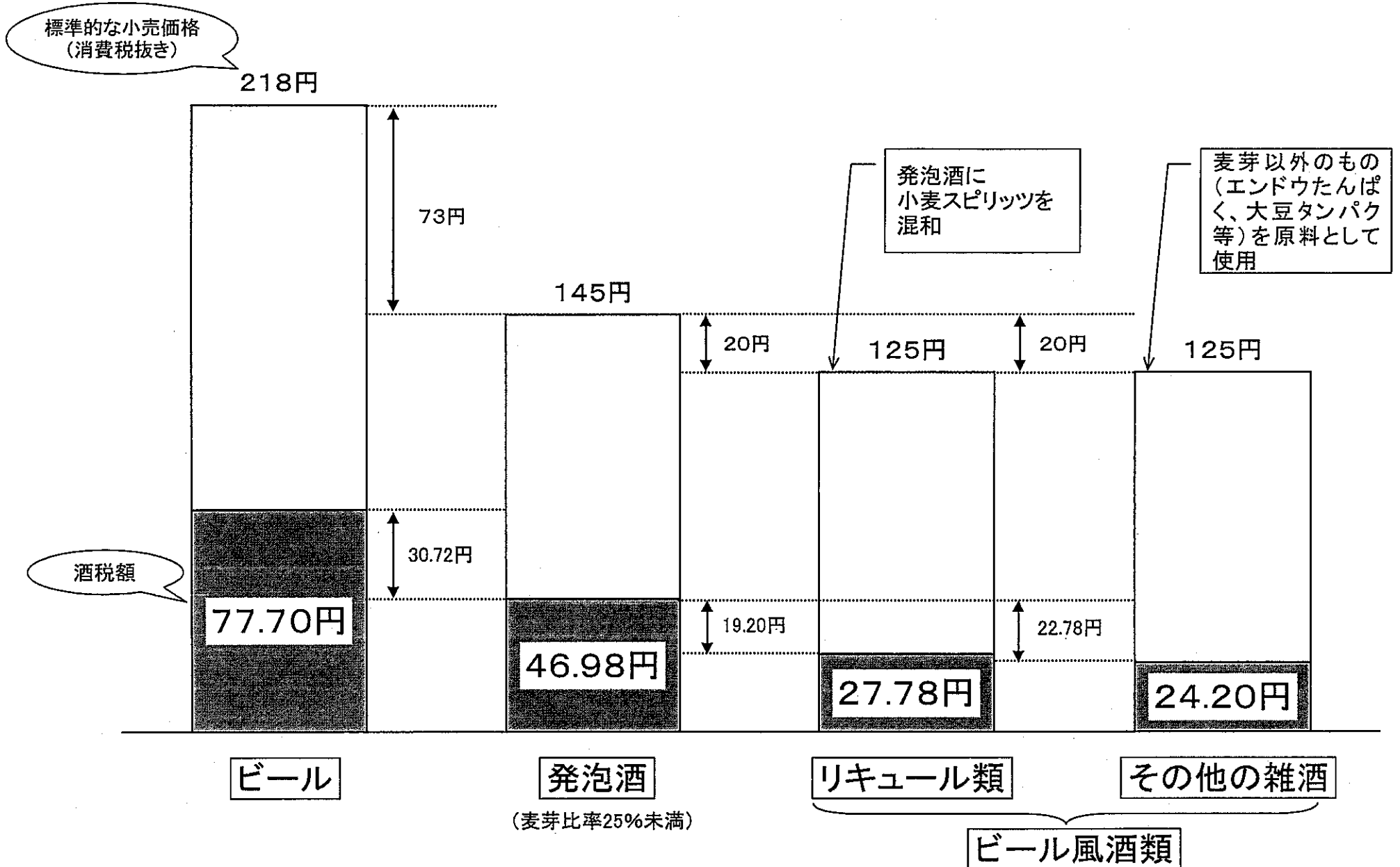


○通常商品1本当たりの酒税負担率



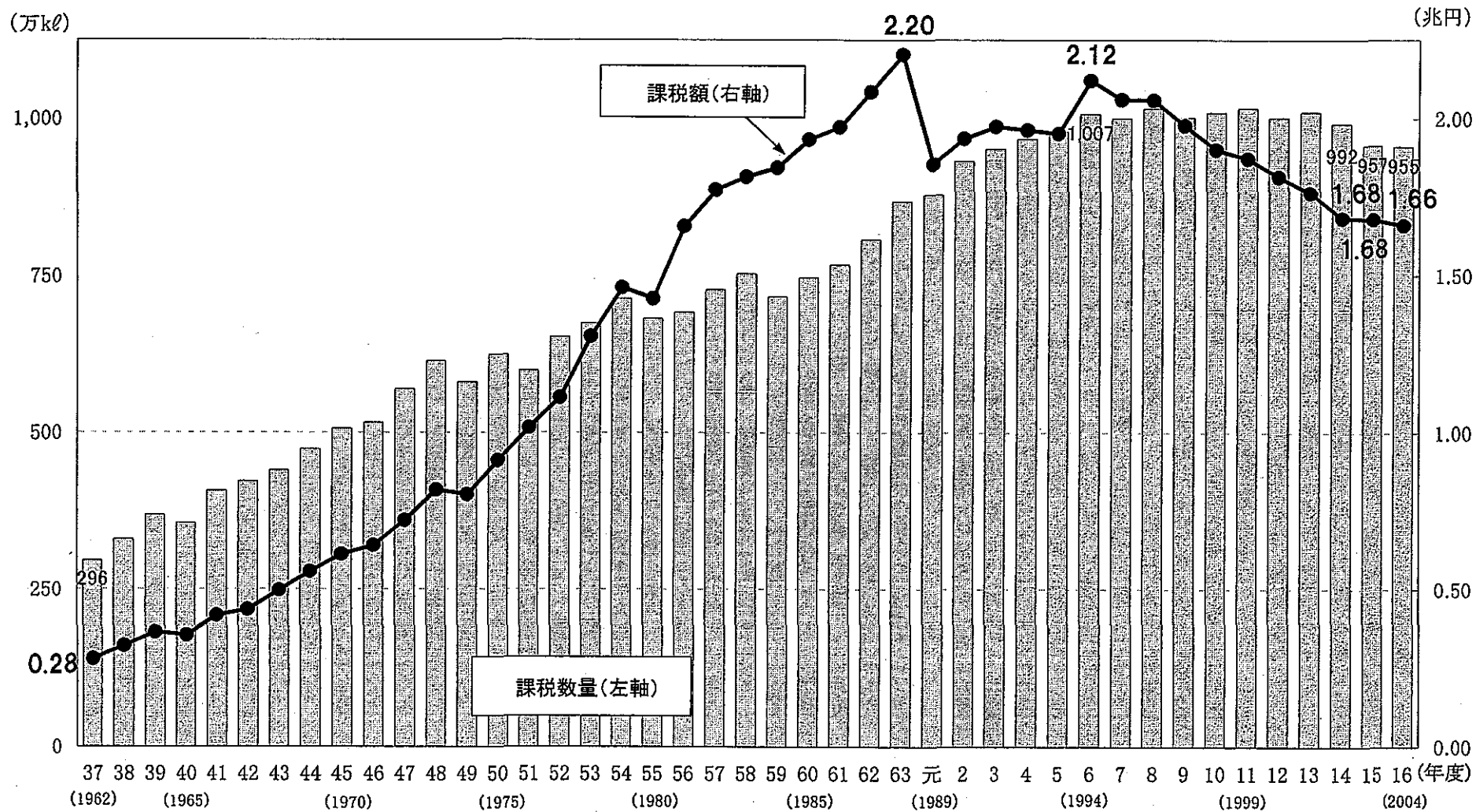
(備考) 1. アルコール分1度当たりの税率のうち、ビール・発泡酒はアルコール分を5度、果実酒は12度として算出している。
 2. 「通常商品1本当たりの酒税負担率」は、それぞれの標準的な価格(消費税抜き)に占める酒税の負担率である。

ビール・発泡酒等の小売価格及び酒税額(350ml缶)



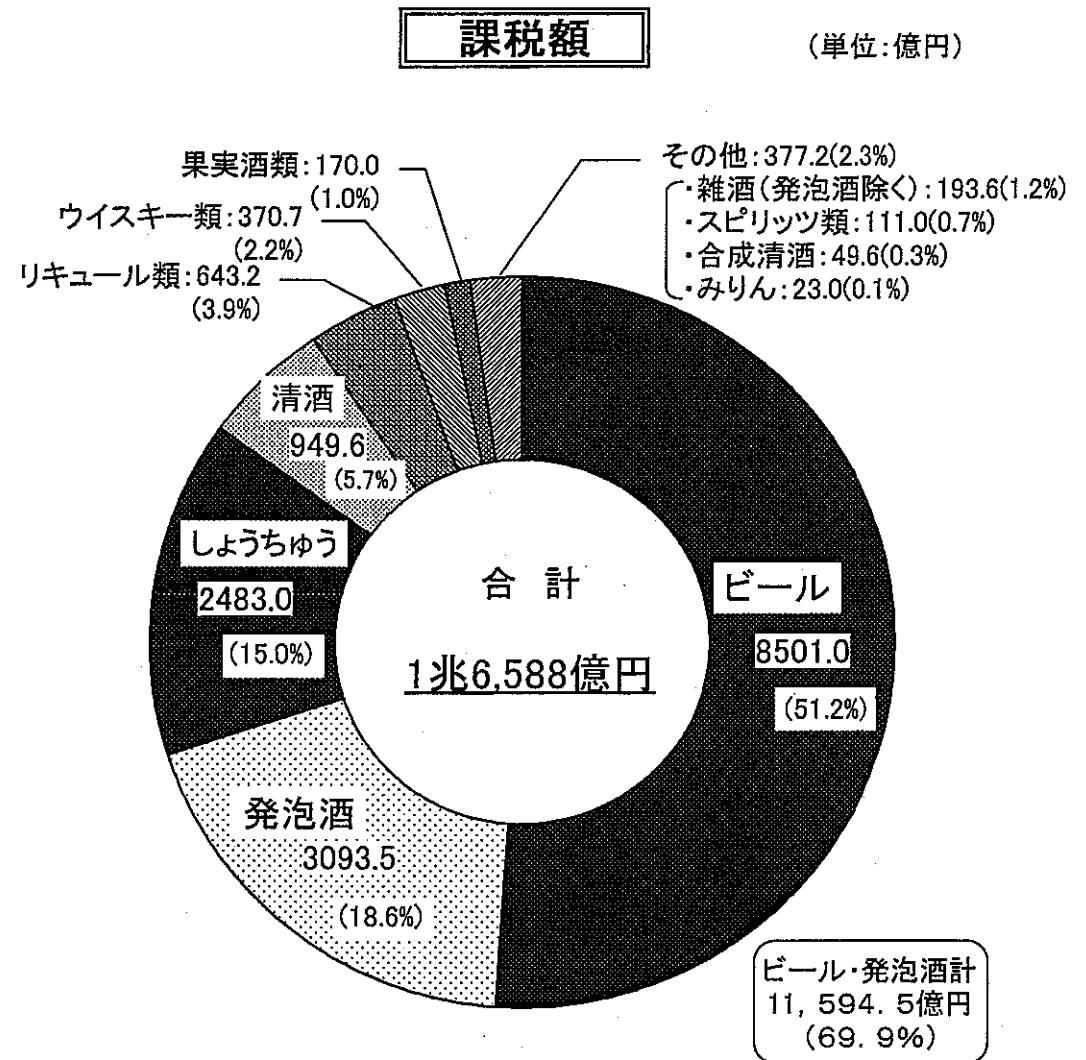
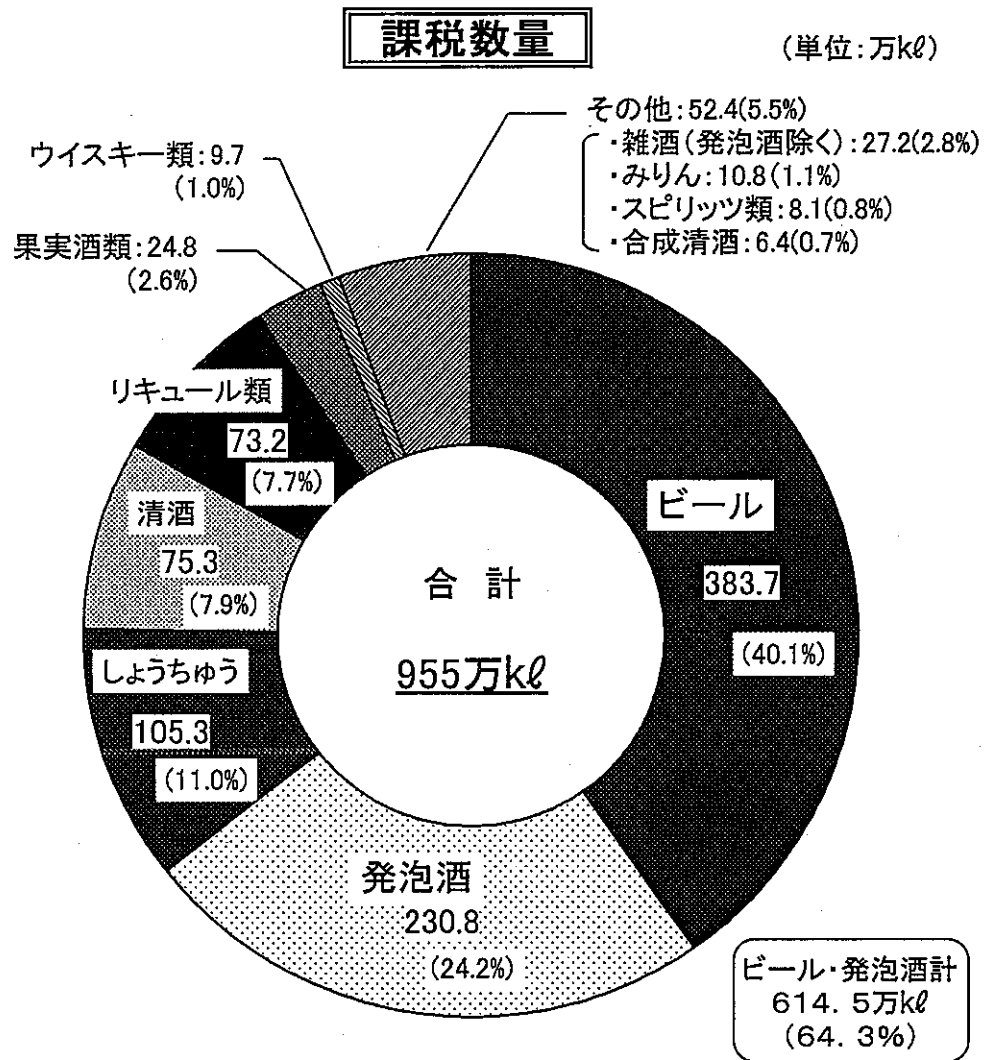
(注) ビール・発泡酒等の小売価格については、平成17年1月からオープン価格とされたことから、従前のメーカー希望小売価格としている。

酒類の課税数量と課税額の推移



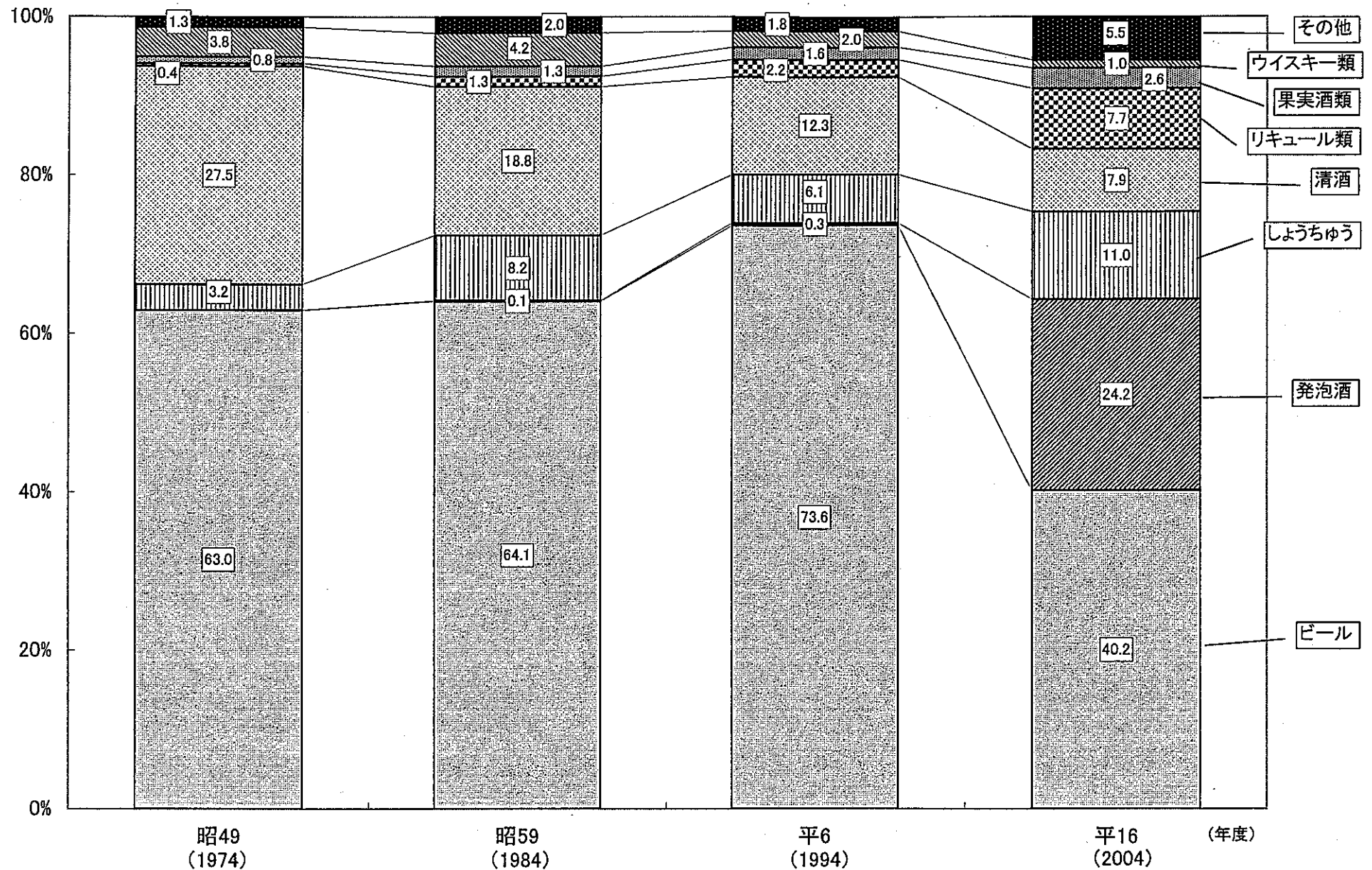
(備考) 国税庁調べ。平成16年度は概数。

酒税の課税実績(平成16年度)(概数)



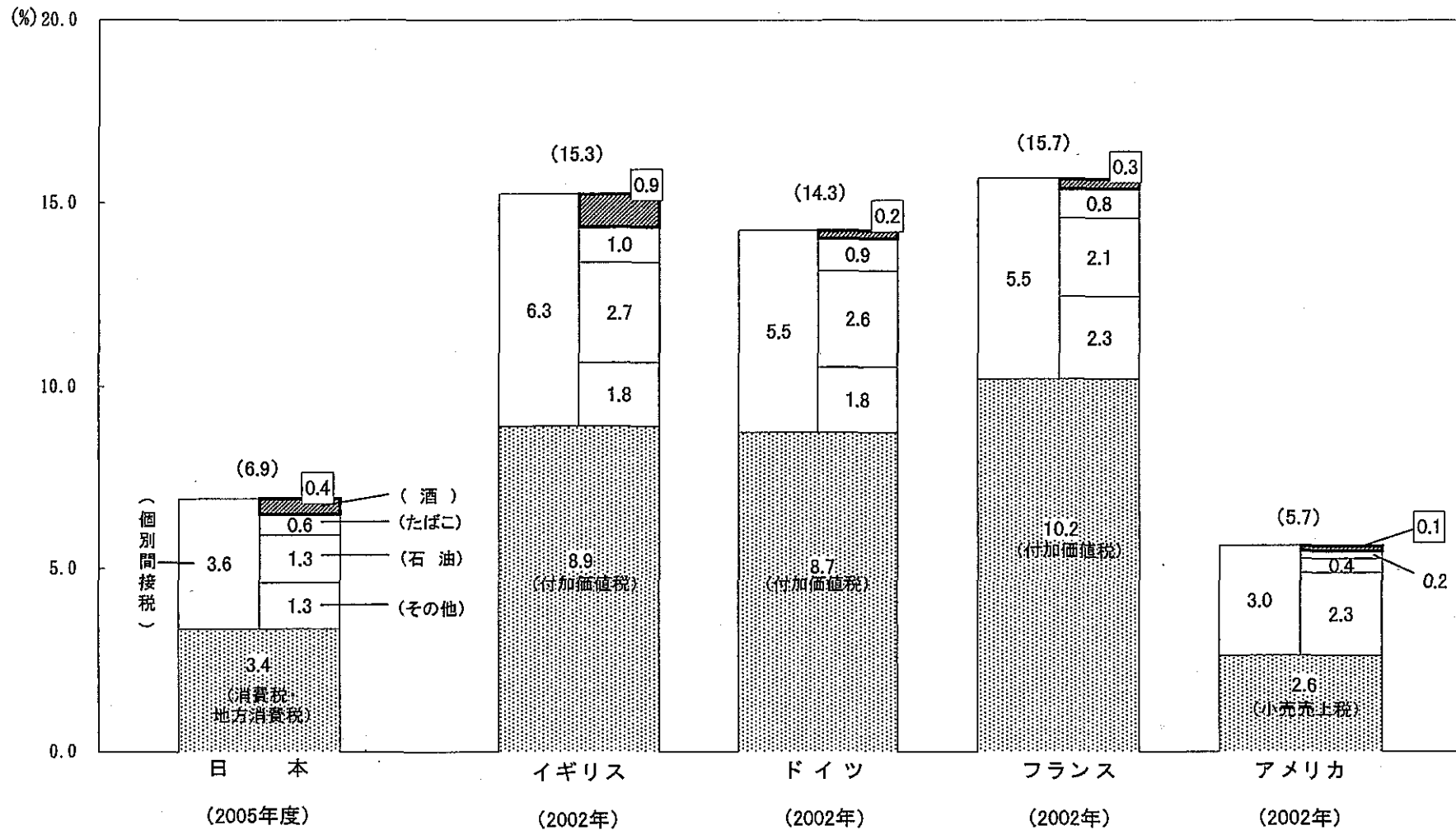
(備考)国税庁調べ。

酒類の課税数量の構成比の推移



(備考) 国税庁調べ。平成16年度は概数

酒税等の負担率（対国民所得比）の国際比較



(参考)全税収(国税・地方税)に占める酒税及び付加価値税(消費税)の割合(%)

	日 本	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ
酒 税	2.0	2.3	0.8	0.7	0.6
付加価値税等	15.6	23.3	30.2	26.5	11.1

(備考)日本は平成17年度(2005年度)予算ベース。日本以外はOECD「Revenue Statistics 1965-2003」及び同「National Accounts 1991-2002」により作成。

諸外国の酒税制度の概要

未定稿

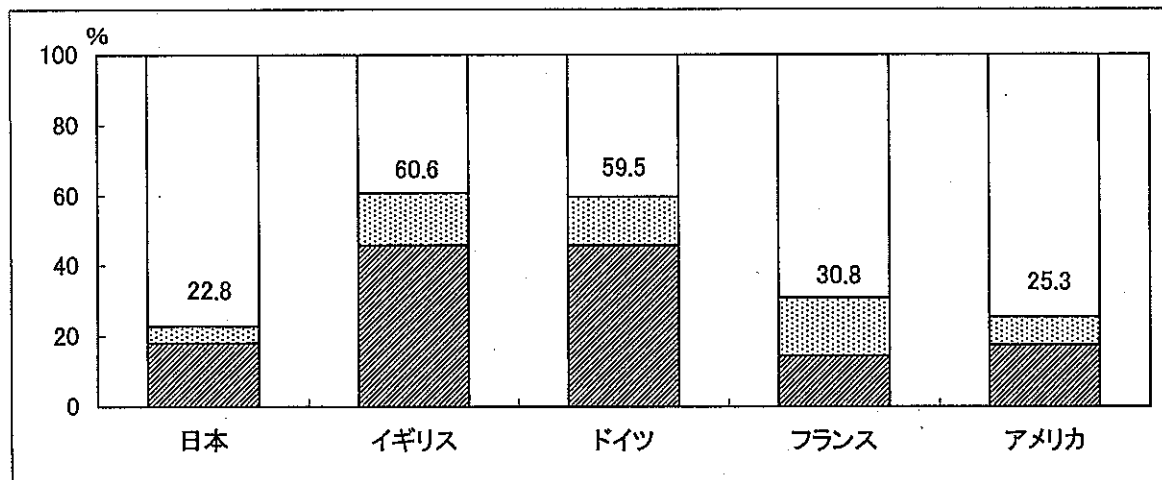
(平成17年(2005年)9月現在)

イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ
蒸留酒 純アルコール1ℓにつき 19.56ポンド ビール 1hℓにつき アルコール1度毎に 12.92ポンド ワイン 1hℓにつき 1.2度超 4度以下 51.69ポンド 4度超 5.5度以下 71.07ポンド 5.5度超 15度以下 167.72ポンド 15度超 22度以下 223.62ポンド 22度超 純アルコール1ℓにつき 19.56ポンド (発泡性のもののうち、 アルコール分が下記のもの) 1hℓにつき 5.5度超 8.5度未満 166.70ポンド 8.5度以上 15度以下 220.54ポンド その他の発酵酒 ワインと同一の税率 りんご酒・なし酒 (無発泡性のもの) 1hℓにつき 1.2度超 7.5度以下 25.61ポンド 7.5度超 8.5度未満 38.43ポンド (発泡性のもの) 1hℓにつき 1.2度超 5.5度以下 25.61ポンド 5.5度超 8.5度未満 166.70ポンド	蒸留酒 純アルコール1hℓにつき 1,303ユーロ ビール 1hℓにつき 1プラト一度ごとに 0.787ユーロ (注) プラト一度とは、ビールの 麦汁エキスの基本濃度で、ビ ール 100グラム当たりのグラ ム数で示される。 発泡性ワイン 1hℓにつき 6度未満 51ユーロ 6度以上 136ユーロ 中間製品 1hℓにつき 15度未満 102ユーロ 15度以上 153ユーロ (発泡性ワイン用の容器に入っ ているもの、あるいは、炭酸 濃度が一定以上のもの) 136ユーロ アルコポップ 純アルコール1hℓにつき 5,550ユーロ (蒸留酒に対する課税と併課) (注) アルコポップ (Alkopop) : 蒸留酒とコーラ等他のソ フトドリンクとの混合物で アルコール度数が 1.2度以 上10度以下のもの	蒸留酒 純アルコール1hℓにつき (a) ラム酒 835ユーロ (b) その他のアルコール 1,450ユーロ ビール 1hℓにつき アルコール1度ごとに 2.8度未満 1.30ユーロ その他 2.60ユーロ ワイン・りんご酒等 1hℓにつき (a) 発泡性ワイン 8.40ユーロ (b) ワイン、その他の発酵酒 3.40ユーロ (c) りんご酒等 1.20ユーロ 中間製品 1hℓにつき (a) 天然甘口ワイン及びリキュ ールワイン 54ユーロ (b) その他 214ユーロ プレミックス 純アルコール1ℓにつき 110ユーロ (他の酒に対する課税と併課) (注) プレミックス : アルコール飲料とソフト ドリンクの混成品	蒸留酒 1ブルーフ・ガロンにつき 13.50ドル (注) ブルーフ・ガロンとは課税 上の単位で、アルコール分50 度のもの1ガロン(3.7854ℓ) をいう。 ビール 1バレルにつき 18.00ドル ワイン 1ガロンにつき (a) ワイン 14度以下 1.07ドル 14度超 21度以下 1.57ドル 21度超 24度以下 3.15ドル 24度超 1ブルーフ・ガロンにつき 13.50ドル (b) 発泡性ワイン 3.40ドル (c) 人工炭酸酒 3.30ドル (d) りんご酒 0.226ドル ・ニューヨーク州税 1ガロンにつき 蒸留酒 24度超… 6.44ドル 24度以下… 2.54ドル ビール 11.00セント ワイン 24度超… 6.44ドル 24度以下… 18.93セント ・ニューヨーク市税 1ガロンにつき 蒸留酒 1.00ドル ビール 12.00セント

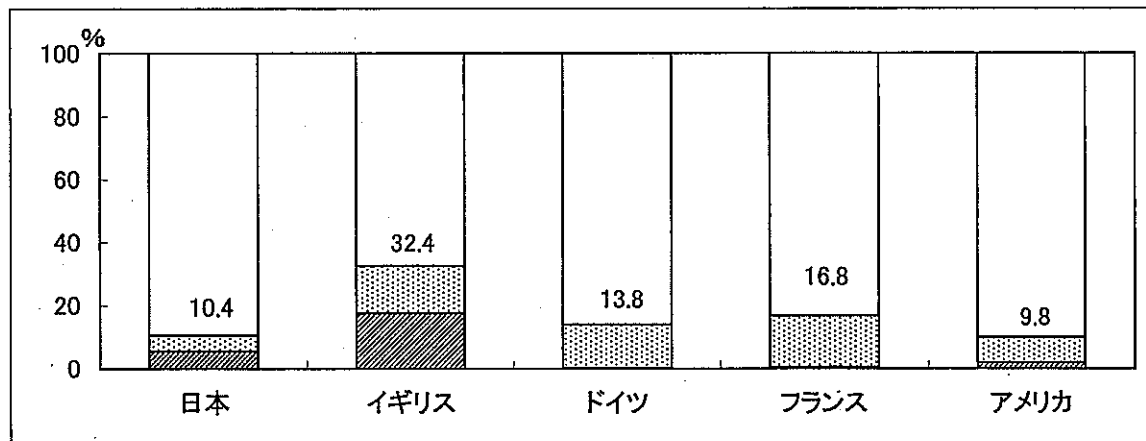
主要酒類の税負担割合の国際比較

ウイスキー又はブランデー（40度又は43度、700ml又は750ml）

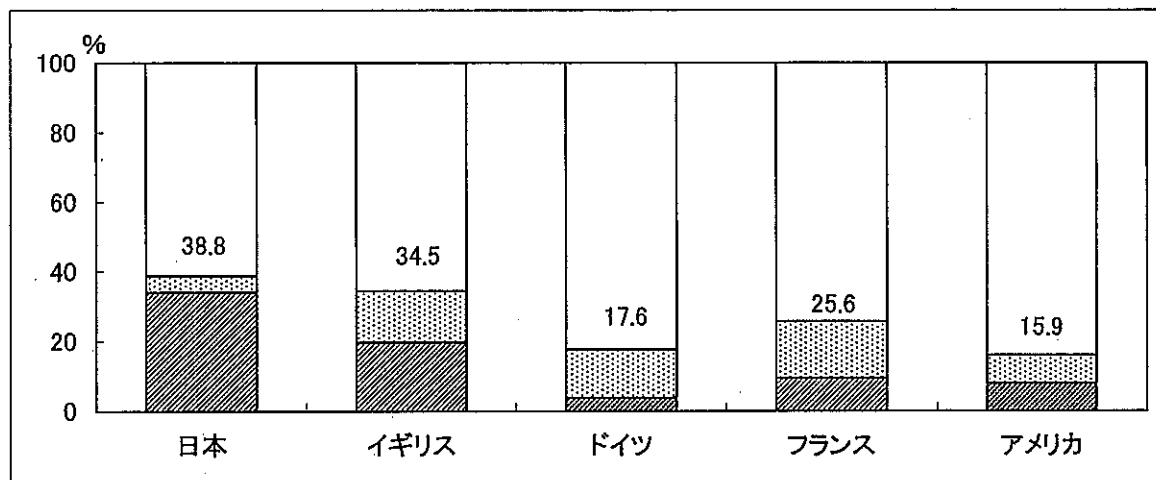
付加価値税等
酒税等(個別間接税)



ワイン（720ml又は750ml）



ビール（300ml～550ml）



(備考)

1. 日本は平成17年1月現在のメーカー希望小売価格に消費税等を加算した価額(円未満切捨)に基づき算出した。但し、ビールの小売価格は平成17年1月よりオープン価格とされたことから、従前のメーカー希望小売価格としている。
諸外国は平成17年1月現在の現地調査による価格(付加価値税等込み)に基づき算出した。
2. 米国の数値は、連邦税のほか、州及び市(ニューヨーク市)の税を含む。
3. 各国の付加価値税の税率(平成17年1月現在)
日本(消費税等) 5%、イギリス 17.5%、ドイツ 16%、フランス 19.6%、アメリカ(小売売上税) 8.625%

平成 17 年度の税制改正に関する答申（抄）

平成 16 年 11 月

税 制 調 査 会

二 個別税目の課題

6. 酒税

近年、ライフスタイルの変化などを背景に、酒類消費の多様化が進展している。また、技術革新の進展などに伴い、従来とは異なる原料や製法により、同種・同等のものでありながら税負担の異なる酒類が生産されるようになってきている。

酒税については、酒類の生産・消費の態様の変化に応じ、税制の中立性や公平性を確保する観点から適切に対応できるよう、酒類の分類の簡素化を図り、酒類間の税負担格差を縮小する方向で早急かつ包括的に見直すべきである。

酒 税 の 税 率 の 推 移

(単位 : 円 / kl)

種 類 ・ 品 目		基準アルコール分 (度)	元. 4. 1	4. 4. 1	6. 5. 1	8.10. 1	9.10. 1	10. 5. 1	10.10. 1	12.10. 1	15. 5. 1
清 酒		15.0	184,300 117,000	133,700	140,500						
合 成 清 酒		15.0	65,700		79,300						94,600
しょうちゅう	しょうちゅう甲類	25.0	119,800		155,700			201,900	248,100		
	しょうちゅう乙類		70,800		102,100			150,700	199,400	248,100	
み り ん		13.5	21,600								
ビ ー ル		(5.0)	208,400		222,000						
果 実 酒 類	果 実 酒	(12.0)	46,300		56,500						70,472
	甘 味 果 実 酒	12.0	85,000		98,600						103,722
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	40.0	982,300					551,000	409,000		
	ブ ラ ン デ ー										
ス ピ リ ッ ツ 類	ス ピ リ ッ ツ	37.0	331,400		367,300			367,188			
	原料用アルコール										
リ キ ュ ー ル 類		12.0	85,000		98,600			119,088			
雑 酒	発 泡 酒	麦芽67%以上	(5.0)	208,400		222,000	麦芽50%超 222,000				
		麦芽67~25%	(5.0)	143,400		152,700	50~25% 152,700				178,125
		そ の 他	(5.0)	78,300		83,300	105,000				134,250
	粉 末 酒		—	276,400		320,500					
	その他の雑酒	み り ん 類 似	13.5	21,600							
		そ の 他	12.0	85,000		98,600					103,722

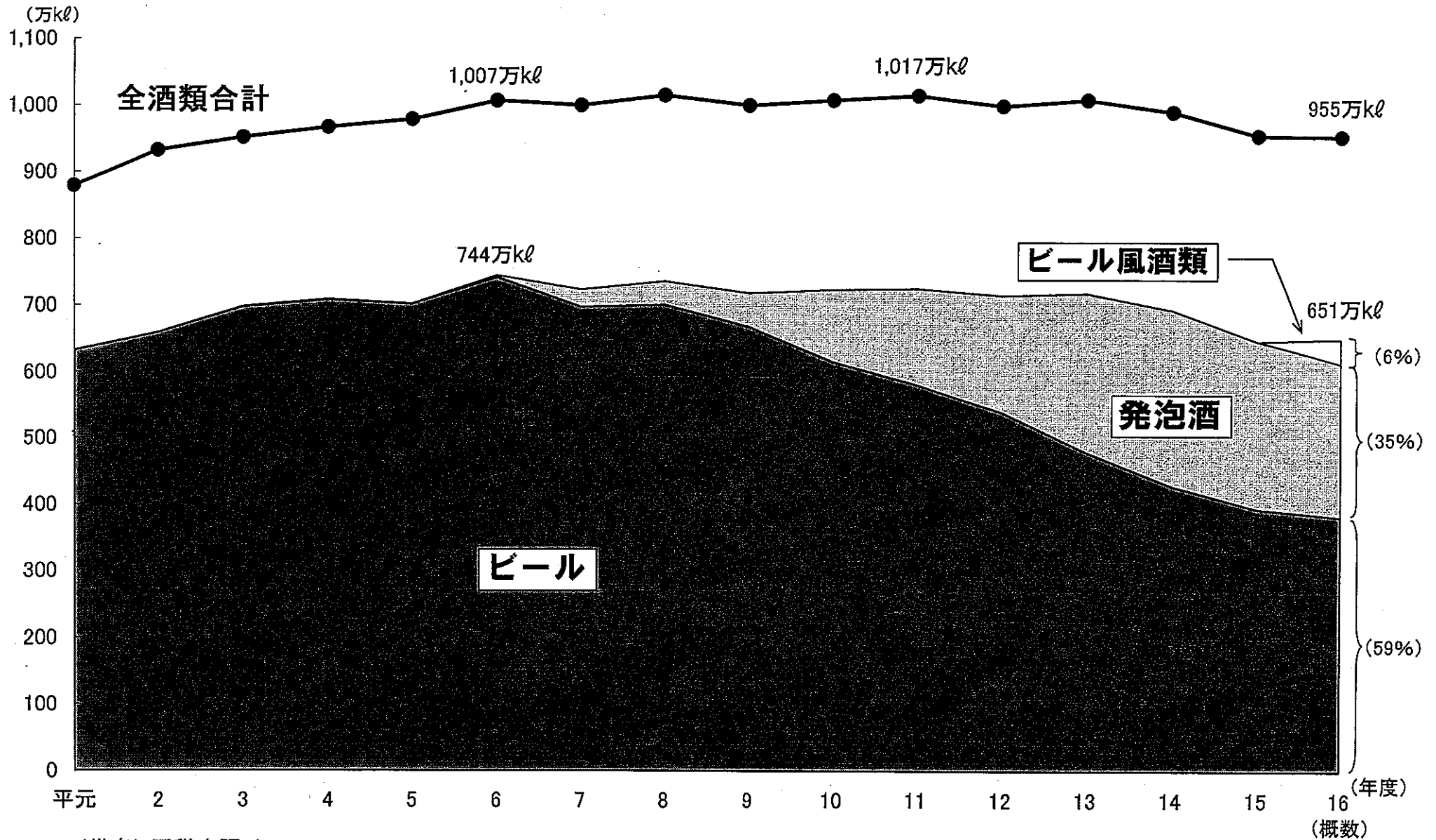
(備考) 1. 平成元年の清酒の税率は、経過措置による平成4年3月31日までのものであり、上段は1級(旧特級及び旧1級)、下段は2級の税率である。

2. ビール、果実酒及び発泡酒の基準アルコール分は、平均的なアルコール分である。

近年の酒税関係の改正の概要

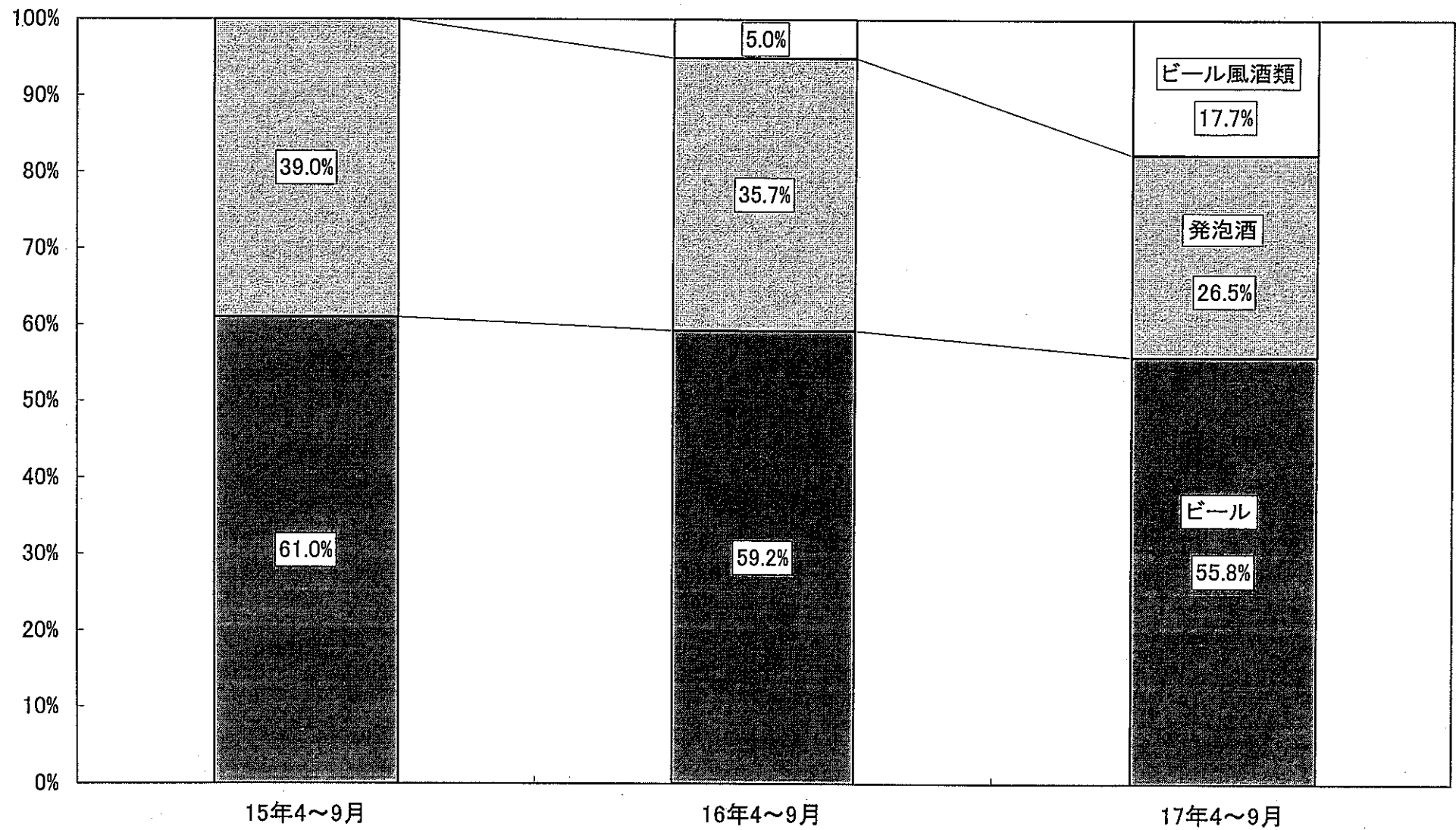
- | | |
|------------------|--|
| 平成元年度 | 【税制改革の一環としての酒税制度の見直し】
⇒ 清酒等の級別制度・従価税制度の廃止等の制度の簡素合理化
⇒ 税負担格差の縮小 |
| 平成6年度 | 【税負担水準の回復及び酒類消費の態様変化を踏まえた税負担の適正化】
⇒ 酒類全般の税負担の引上げ（みりん、ウイスキー類及び雑酒の一部を除く） |
| 平成8年度 | 【発泡酒の消費実態等を踏まえた税負担等の見直し】
⇒ ビールと同一税率の適用範囲を「麦芽比率 67%以上」から「麦芽比率 50%以上」に拡大
⇒ 「麦芽比率 25%未満」のものの税率引上げ |
| 平成9年度
平成10年度 | 【蒸留酒間の税率格差の縮小（WTO勧告への対応）】
⇒ しょうちゅう等とウイスキー類の税率格差を段階的に縮小（9年度）
⇒ WTOの仲裁等による実施時期の繰上げ（10年度） |
| 平成12年度
平成13年度 | 【しょうちゅうとの税率格差に着目した新製品の税負担の適正化（しょうちゅう並課税）】
⇒ しょうちゅう類似のみりに係る特例税率の創設
⇒ しょうちゅう類似の合成清酒に係る特例税率の創設 |
| 平成15年度 | 【酒類間の税負担格差の縮小】
⇒ 「ビールと発泡酒」、「清酒と果実酒」等の間の税負担格差の4分の1を縮小 |

ビール・発泡酒等の課税数量の推移



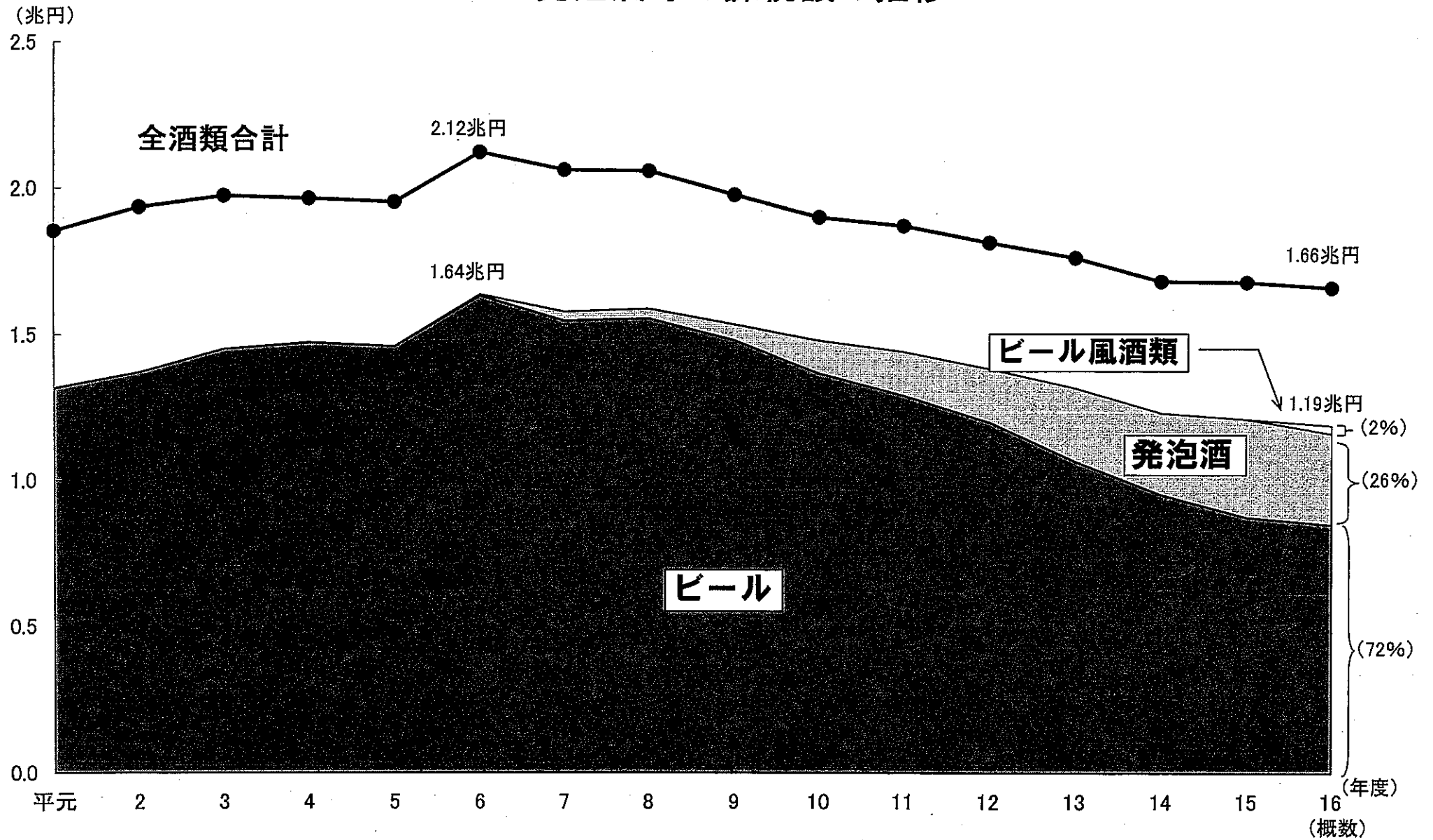
(備考) 国税庁調べ。

ビール・発泡酒等の課税数量の構成比



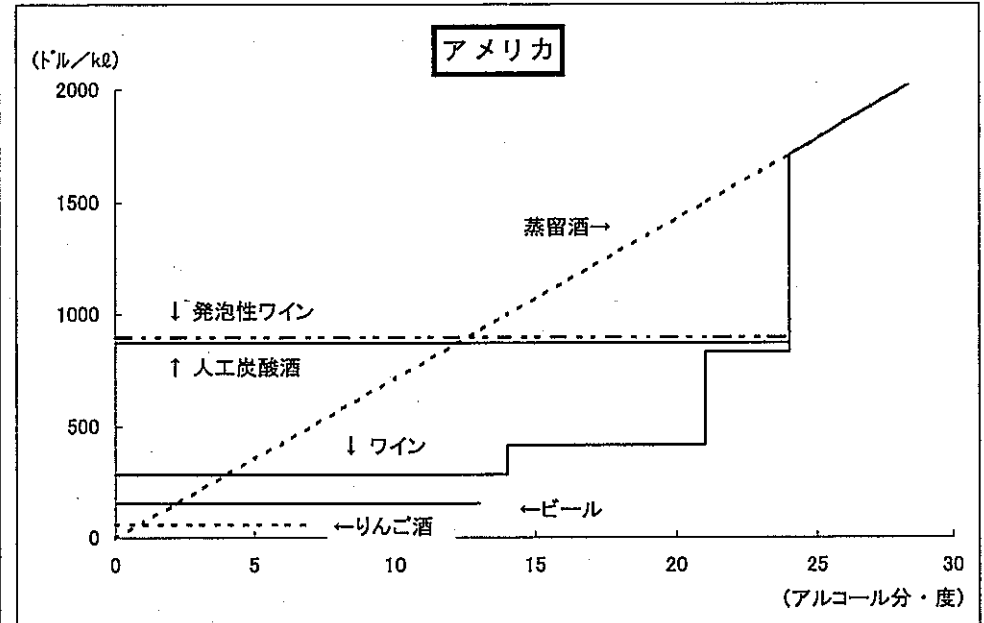
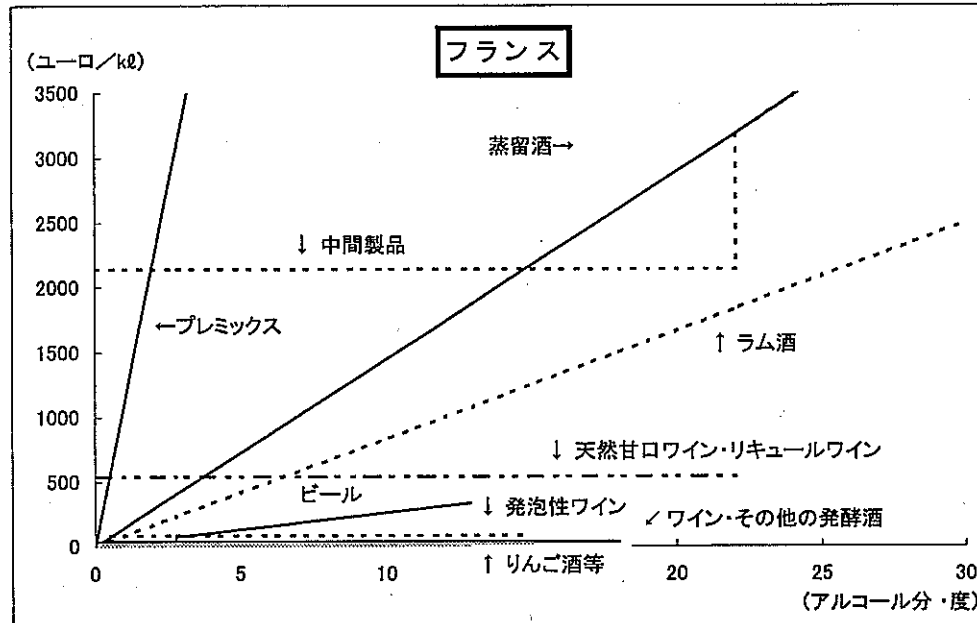
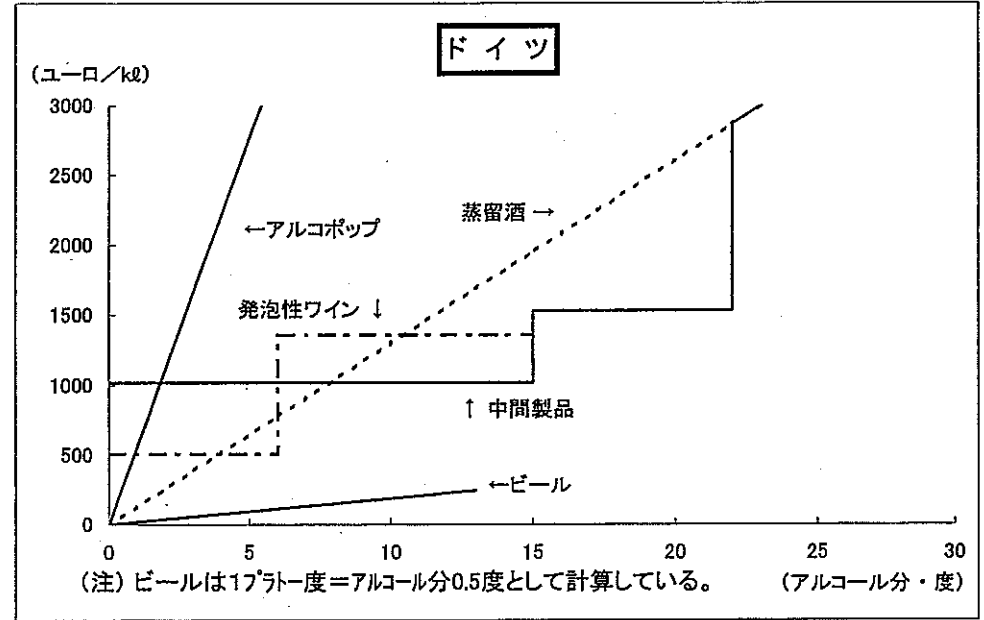
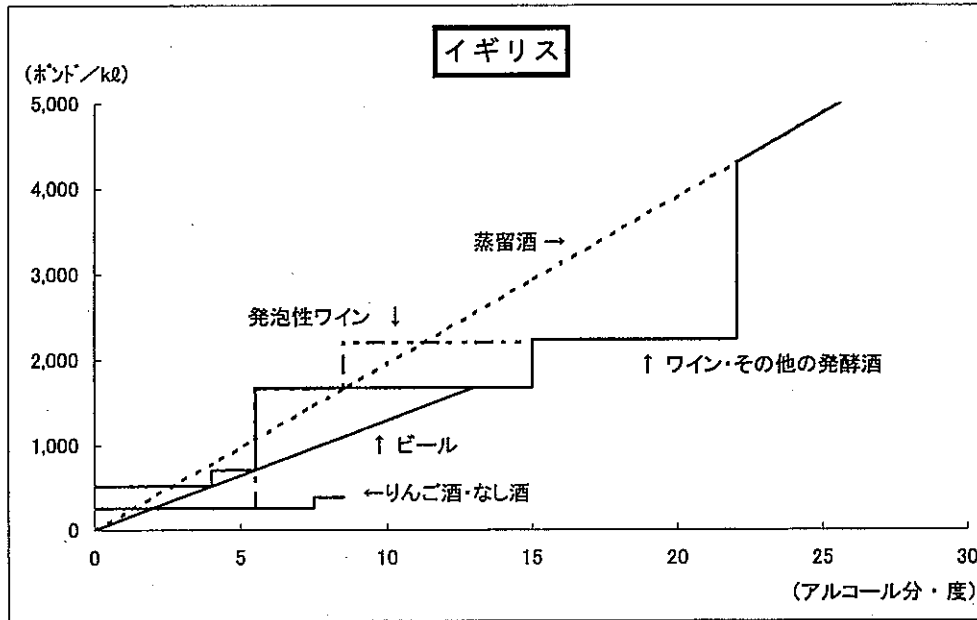
(備考) 大手5社ベース

ビール・発泡酒等の課税額の推移



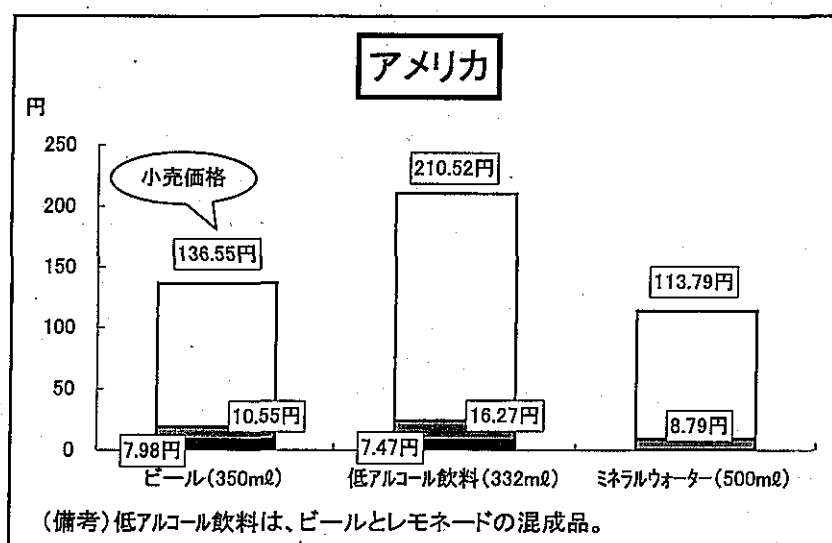
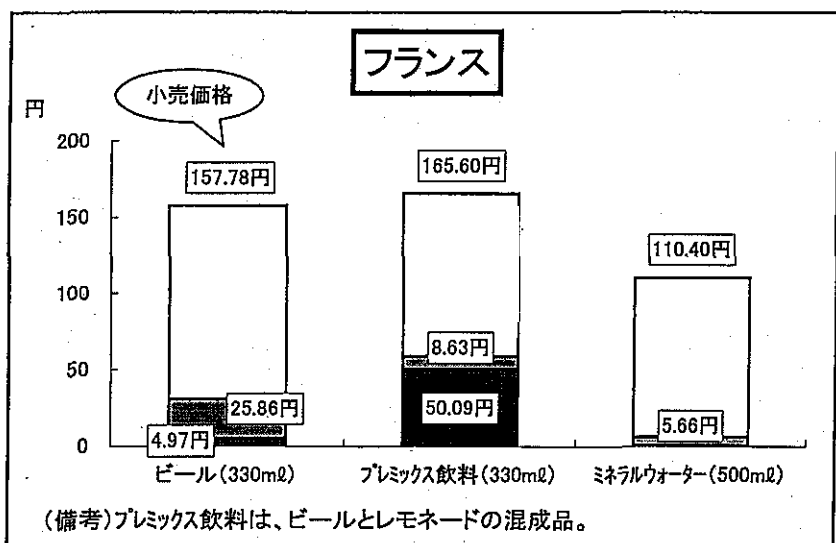
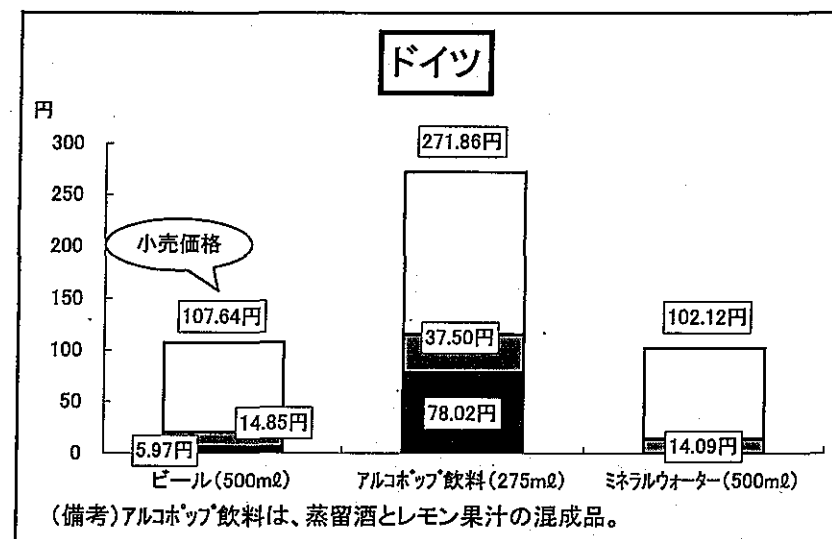
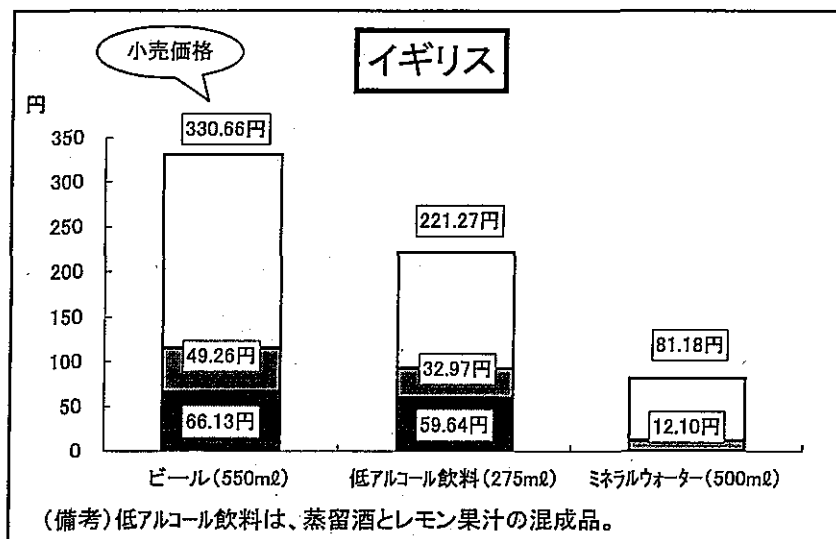
(備考) 国税庁調べ。

諸外国の酒税の税率構造の概要



諸外国の低アルコール飲料の酒税額等

■ 酒税等
 ■ 付加価値税等



- (注) 1. 小売価格は、平成17年(2005年)10月現在の現地調査による価格(付加価値税等込み)。
 2. 米国の数値は、連邦税のほか、州及び市(ニューヨーク市)の税を含む。
 3. 邦貨換算レートは、1ドル=105円、1ポンド=198円、1ユーロ=138円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成16年(2004年)12月から平成17年(2005年)5月までの間における実勢相場の平均値)。
 4. 各国の付加価値税の税率(平成17年10月現在)
 イギリス 17.5%、ドイツ 16%、フランス 19.6%(プレミックス飲料のうち酒類に該当しないもの及びミネラルウォーターは5.5%)、アメリカ(小売売上税) 8.375%